

## 「もばらカーボンバンク」入会案内

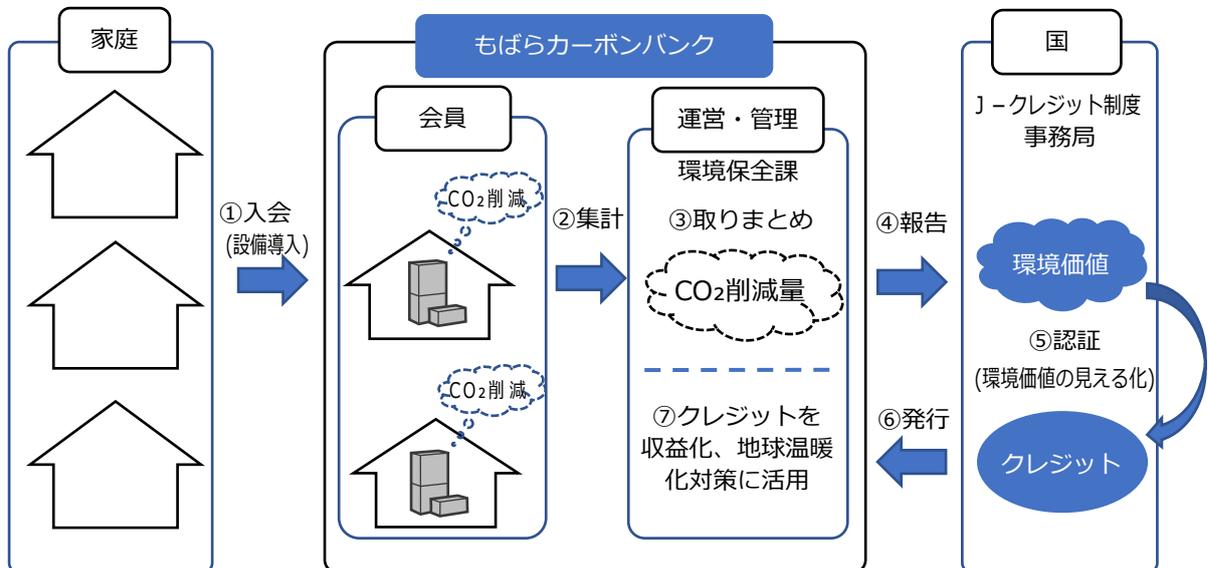
茂原市では、ご家庭の家庭用燃料電池エネファームから生み出されるCO<sub>2</sub>排出削減量（＝環境価値）を地球温暖化対策に活用することを目的に「もばらカーボンバンク」を設置しました。活動へのご理解、ご協力をお願いいたします。

### ●「もばらカーボンバンク」について

エネファームは、都市ガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させることにより、家庭で電気を作るシステムです。石油や石炭などの化石燃料由来の電気の代わりに、エネファームによって発電された電気を自家消費することにより、CO<sub>2</sub>排出量が削減され、環境価値が生まれます。

しかし、一家庭あたりのCO<sub>2</sub>排出削減量はわずかであるため、環境価値として十分な評価と活用ができておりません。

そこで「もばらカーボンバンク」では、入会していただいた各家庭のCO<sub>2</sub>排出削減量をとりまとめ、国のJ-クレジット制度を利用し、クレジット化することで、環境価値の「見える化」を図るとともに、そのクレジットを地球温暖化対策に活用します。



### ●J-クレジット制度とは

省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や森林管理などによるCO<sub>2</sub>等の排出削減量や吸収量を、クレジットとして国が認証する制度です。

発行されたクレジットは企業や自治体で取引可能となるほか、カーボン・オフセットなどに活用できます。



### ●入会の資格（①～⑥のすべてを満たす必要があります）

- ①「茂原市の一般住宅への家庭用燃料電池エネファームの導入促進による CO<sub>2</sub>削減事業」に参加すること。
- ②市内の自ら居住する住宅に、エネファームを設置していること。
- ③発電実績の報告に協力すること。
- ④他の排出削減事業に登録していないこと。
- ⑤エネファームの利用による CO<sub>2</sub>排出削減量（＝環境価値）を茂原市に譲渡すること。
- ⑥認証された J-クレジットの寄附に対する税制上の減免措置について、茂原市が特段の対応をしないことに同意すること。

### ●入会後の活動（特別な活動や手続きは不要です）

#### ①CO<sub>2</sub>排出削減活動

エネファームにより発電された電力を使用することにより、CO<sub>2</sub>排出量が削減されます。

#### ②発電量・自家消費量の集計・報告

エネファームのリモコンがインターネットに接続されることにより、自動的に集計・報告されます。

### ●入会方法

「もばらカーボンバンク入会申込書」に必要事項を記載のうえ、エネファーム設置に係る資料を添えて（補助金交付申請者は不要）、下記の提出先へ提出してください。

### ●その他

- ・「もばらカーボンバンク」の入会にあたり、会費は一切かかりません。
- ・会員期間は、8年間です。（制度の状況により延長される場合があります。）
- ・その他の詳細は、「もばらカーボンバンク運営規約」をご覧ください。

### ●提出先・お問い合わせ先

茂原市役所 環境保全課 環境対策係

〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所6F

TEL : 0475-20-1504（直通）